

第1回「次世代送配電システム制度検討会 第2ワーキンググループ」

日時：平成22年6月30日(水)10:00～12:00

場所：経済産業省別館11階1120会議室

出席者：金本座長、大橋委員、大日方委員、城所委員、林委員、藤井委員、山内委員

議題：

- ・「次世代送配電システム制度検討会・WG2」について
- ・全量買取制度に関する検討状況（報告）と今後の検討課題について
- ・買取制度に関する技術的検討課題について（1）
- ・自由討議

配付資料

資料1：議事次第

資料2：委員名簿

資料3：検討スケジュール（案）

資料4：議事の取扱い等について

資料5：全量買取制度に係る技術的課題に関する検討について（案）

参考資料1 1：再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に向けた検討について

参考資料1 2：再生可能エネルギー全量買取制度についてのオプション

参考資料1 3：再生可能エネルギーの全量買取制度についての組み合わせの比較

参考資料1 4：再生可能エネルギー大量導入に伴う系統安定化対策コストについて

参考資料1 5：再生可能エネルギーの全量買取制度に関するオプションについて

参考資料2 - 1：「次世代送配電システム制度検討会」の設置について

参考資料2 - 2：ワーキンググループの設置について

参考資料2 - 3：今後の検討課題について

三田課長

定刻を過ぎましたので、ただいまから「次世代送配電システム制度検討会第2ワーキンググループ」の第1回を開催させていただきます。私は事務局を務めます、資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課の三田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、まず、最初に、電力・ガス事業部長の横尾から、ごあいさつを申し上げます。

横尾部長

皆様、おはようございます。ただいま御紹介いただきました、電力・ガス事業部長の横尾でございます。きょうはお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私も、これからの再生可能エネルギーの大幅な導入を、エネルギーセキュリティー、それから温暖化対策、そして産業政策といった幾つかの目的の中で、それを導入する中で、日本の送配電システムというものを、どう強化・構築 大量導入を受け入れる中でのシステムの設計というものを考えていかなければいけないということで、次世代の送配電システム制度検討会というものを設けさせていただいております。

その中で、ワーキンググループを2つつくりまして、1つは、ワーキンググループ1というのが、受け入れた、ないしは受け入れるに当たってのいろいろな技術的な論点、ルールというものを検討し、このワーキンググループ2のほうは、この再生可能エネルギーを大量導入しようとするための、固定価格の買取制度というものを別途検討しておりますので、それに絡んだ細かい技術的な論点を御議論いただいて、この2つのワーキンググループを通じて、日本型の、強い、次世代の送配電システムの制度というものの構築を考えていこうということでございます。固定価格の買取制度のほうは、別途、去年の11月からプロジェクトチームをつくって検討しておりますが、今年の3月にオプションを提示して、その中で国民の皆さんの意見を聞きながら、今、最終の、制度の骨格となるような大枠を提示すべく、最終的な詰めを行っているところです。

そういう中で、細かい技術的な制度の論点、これはまさに電気事業制度あるいは電気料金制度と密接不可分の細かい論点がございますので、それをこのワーキンググループで、ぜひ、御議論いただきたいというふうに思っております。このワーキンググループは、後で事務局より、三田のほうからも御説明をいたしますが、公開の場にして、ぜひ、この議論が開かれた形かどうか、一般の方も一緒に考えていただくような場にしていただいて、そういう意味では、幸い、委員の皆さんはそんなに多数いらっしゃらない、少人数の委員会にしておりますけれども、双方向での活発な御議論をいただいて、ぜひ、いい成果を出していただければというふうに願っているところでございます。簡単ではございますが、このワーキンググループで、ぜひとも、いい議論をいただきますようお願いしまして私

のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

三田課長

さて、本ワーキンググループの座長につきましては、まことに勝手ながら、事務局からの推薦といたしまして、金本良嗣東京大学大学院経済学研究科教授をお願いしております。それでは金本座長より、一言ごあいさつをお願いいたします。

金本座長

金本でございます。よろしく願いをいたします。再生可能エネルギーの推進というのは大変結構な政策ではありますけれども、電力市場の制度設計に関して、いろいろ難しい課題を提起しているようでございます。簡単な解決があるかどうかというところは難しいところでございますが、委員の皆様方、あるいは関係者の皆様方の英知を結集していただいて、うまく機能するような、いい仕組みをつくっていただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

三田課長

ありがとうございました。続きまして、資料2としてお配りさせていただいております委員名簿に沿いまして、本ワーキンググループの委員の御紹介をさせていただきたく存じます。名簿に沿って御紹介させていただきます。

大橋弘東京大学大学院経済学研究科准教授。

大日方隆東京大学大学院経済学研究科教授。

城所幸弘政策研究大学院大学教授。

林泰弘早稲田大学先進理工学部教授。

藤井康正東京大学大学院工学系研究科教授。

山内弘隆一橋大学大学院商学研究科教授。

以上が委員の先生方でございます。

続きまして、本日、関連する事業者の方々に、オブザーバーとして御出席いただいておりますので、御紹介させていただきます。

東京電力株式会社執行役員電力契約部長、鈴木紀臣様。

関西電力株式会社企画室企画室長、月山将様。

株式会社エネット取締役営業本部長、遠藤久仁様。

一般社団法人日本卸電力取引所事務局長、岸本尚毅様。

住友共同電力株式会社東京事務所所長、村上弘様。

以後は金本座長に議事進行をお願い申し上げます。

金本座長

それでは、まず、資料の確認をお願いいたします。

三田課長

お手元に資料を配付してございます。配布資料一覧がございますけれども、資料1から資料4までが1枚紙で5枚、そして資料5で横長のパワーポイントの資料。そして参考資料で、多少、大部になりますけれども、横長の参考資料1 1、「再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に向けた検討について」と、その後、4枚、A3の資料で参考資料1 2から参考資料1 5まで配ってございます。また、その後に、参考資料2 1、2 2、2 3を配布してございます。もし不足がございましたら事務局までお申しつけください。

金本座長

それでは、本ワーキンググループの検討スケジュールと議事の取り扱い等につきまして、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

三田課長

まず、資料3をごらんいただきたく存じます。本ワーキンググループは、先ほど横尾からも御説明申し上げましたように、全量買取の制度を踏まえた技術的検討を行うということでございまして、次世代送配電システム制度検討会の下のワーキンググループとして置かれたものでございます。この次世代送配電システムの制度検討会のうち、ワーキング1のほうでは、系統の関係の、より技術的な事項について。そしてワーキング2のほうでは、買取に関する、制度的な、電気事業の制度にかかる問題を検討することになっております。

本ワーキンググループにおきましては、本日、全量買取制度についての検討状況を御報告させていただくとともに、本日は、買い取る主体がどういう形で買い取るかといった問題について、基本的に御検討をお願いしたいというふうに思っております。その後、第2回の会合では、どうやって回収していくか どういう形で皆さんに負担していただき、回収していただくか、こういった論点について御議論いただきたいというふうに思っております。その後、第3回、第4回を行い、秋を目途に取りまとめというふうに考えております。なお、後ほど御説明いたしますが、全量買取制度につきましては、現在、意見を集約した後に、制度の大枠をこれから決定しようというところでございます。

したがって、本日のワーキンググループでは、基本的には全体の大枠になるべく影響されない部分を中心ということで、買取の主体等についての御議論をいただき、そして

第2回は、この買取の大枠というものを踏まえた形での検討が行われればというふうに思っております。ただ、この基本設計に関する取りまとめの状況というのは、まだスケジュールが必ずしも決まっていないところがございますので、これを踏まえて、スケジュールも適宜対応していきたいというふうに思っております。

次に、資料4をごらんください。議事でございますが、先ほど横尾からも申しあげましたように、本会合は公開にしたいと思っております。ここがございますように、1として議事要旨、2として議事録、3としてこの会合自体、そして4の配付資料と、これらすべて、原則として公開したいというふうに思っております。ただ、個別の事情 例えばプライバシーであったり、さまざまな個別の事情に応じて、場合によって、その会議あるいは資料を非公開とするかどうかについての判断は座長に一任させていただければというふうに思っております。以上でございます。

金本座長

どうもありがとうございました。それでは、ただいまの検討スケジュール等の御説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

よろしければ、次に行かせていただきたいと思います。続きまして、再生可能エネルギーの全量買取制度全般の検討状況につきまして、事務局のほうから、簡単に御報告をお願いいたします。

三田課長

かしこまりました。こちらにいらっしゃる委員の皆様方は、再生可能エネルギーの全量買取制度について既に御案内かと思えますけれども、簡単に、現在の状況を御説明したいというふうに思っております。この全量買取制度につきましては、従来、太陽光発電の余剰買取という制度があったわけがございますけれども、これを拡大するというところで、昨年以來、議論を重ねてまいりました。4回のプロジェクトチームを開催し、特にこの3月には、このプロジェクトチームで論点を提示して、これをパブリックコメントにかけるとともに、全国20地域で、地域の検討フォーラムといった形での検討も行ってまいりました。また、これとともに、関連する事業者、あるいは関連する団体、消費者等、さまざまな方々からのヒアリングというのも行っておりまして、6回のヒアリングを行ってきたということでございます。

現在、これまでの検討結果、ヒアリングあるいはパブリックコメントといったものの結果を踏まえた制度の大枠を提示すべく検討をしているところでございますが、本日の時点

では、まだ、この大枠自身は提示されてございませんので、どういう論点が提示されているかについて御説明したいと思います。

お手元の参考資料1-1から1-5までが、この関係の資料でございますけれども、時間もございませんので、簡単に、参考資料1-2で御説明したいと思います。A-3の縦長の表がございます。再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチームが議論を重ねる中で、いろいろな、全量買取制度についてのオプションというものを提示してございます。ここにありますように、こういったものを買取対象にするかという点についてのオプション、これが5つの項目でございます。また、どういう形で負担をするかということに関して3つの論点。そして、それ以外に、事務的に検討すべき事項を示しているわけでございます。

簡単に、そのオプションとして提示されている項目について御説明いたしますと、まず、こういった種類の再生可能エネルギーを、こういった費用、価格で買い取るかということが、その買取の側の問題でございます。まず、Aの買取対象につきましては、右側の3のほうからごらんいただくとわかりやすいのですが、非発電事業用のもののみ 特に従来は太陽光発電のみであったわけでございますけれども、これも含めて非発電事業用のものすべてにするのか。それとも事業用も含めて対象とするのか。この場合には、実用化されているもの、あるいは持続可能性や導入効果のあるもの、こういったものを対象とするか。さらには、研究開発段階、あるいはまだコストが極めて高いものであっても、とにかく再生可能エネルギーであればすべて対象とするのか。このような3つのオプションが示されております。ここでは、それに関する導入効果とその費用といった点が論点、ポイントになるかと思っております。

次に、その全量買取でございます。基本的には全量買取をするということではございませんけれども、住宅の太陽光発電、これは既に余剰買取という制度がありますけれども、これについて、特に省エネのインセンティブということを考えて、基本的に、やはり従来と同じ余剰買取にするのか、それともこの太陽光発電についても全量買取にするのか。こういった2つのオプションが示されています。

3番目に、新設の設備のみか、それとも既に制度が始まる前からある既設の設備も対象とするかということでございます。これについては新たな、つまり、今後さらなる導入促進を図っていくという意味では、2にある新設の設備を対象ということではございますが、公平性等を考えて、新設とともに既設も対象とするという、両方のオプションが示されて

いるところでございます。

次にDの買取価格でございます。ここについては、各再生可能エネルギーの現在のコスト構造というのは、それぞれ違うわけです。これについて2にあるような、現在のコスト等を勘案してエネルギー別に買取価格を設定するのか。それとも、基本的にはすべての再生可能エネルギーの買取価格を一律に設定することで、エネルギー間の競争を促進し、コスト低減努力を促し、こういう形で費用対効果を高くするか。こういう2つのオプションが示されています。

最後に、この買取の制度については、その期間を何年程度にするかということで、現在の太陽光発電の10年、あるいは減価償却期間に着目して15年、あるいは20年と、こういう3つのオプションが示されています。

次に、負担の方法でございます。だれが負担をするのか。そして、その負担というものをどういう形で調整していくかということですが、この費用負担については2つあります。これが電力という形で消費されていくという意味で、メリットを受ける電力分野内での受益者負担の観点から、電力料金に上乗せする形とするという考え方と、むしろ幅広くエネルギー消費全般で負担する制度とするという、この2つのオプションが示されています。

次に、地域間調整ということですが、地域によって、再生可能エネルギーの導入状況というのは変わってくるわけでございます。これについて、各地域の状況に合わせた地域ごとの単価を設定して負担を求める。その地域に入る再生可能エネルギーについては、その地域で負担をするという形にするのか。それとも、全国的に同一の価格を設定し、このために地域間調整を行うか。こういう2つの選択肢が示されています。

最後に、特定の分野に対する軽減措置ということで、やはり電力との関係で言いますと、使用量が多い者と少ない者がいるわけですが、特に電力多消費産業等の、負担が大きくなる者への影響を考慮して軽減策を講じるのか、やはりすべてのエネルギー利用者がその量に応じて負担すべきだという原則に基づいて、その使用量に基づいた負担を一律的に行うかという、こういう2つのオプションが示されているということでございます。また、その他に、事務的に検討すべき事項としては、下にあるような点が示されています。

これらを踏まえまして、参考資料1-3をごらんください。今申し上げた、AからEまでの、買取対象についてのオプション。例えば左の買取対象のところにA1とかB1とかC1とかと書いていますが、それぞれにオプションのどれを選ぶかによって、さまざまな組み合わせがございます。その中で、代表的な組み合わせについて、どの程度の導入量

になるか、あるいは CO₂ がどの程度削減されるのか、そして負担がどの程度になるかという、こういった試算を行ったわけでございます。なお、この中では再生可能エネルギー、特に太陽光発電導入量に応じて、その系統安定化対策は幾らぐらいかかるのかということについても試算をしております、これはもう、きょうは細かく御説明いたしません、参考資料 1-4 には、この系統安定化対策の費用の負担額の試算もでございます。

これらを踏まえまして、参考資料 1-5 をごらんください。これについて、特に主要と思われるケース、4 つを選びまして、この 4 つを中心にオプションを提示し、そして意見を問うているというのが、現在のこの検討の状況でございます。

さて、最後に、この中の検討は、当ワーキンググループの検討とも関係いたしますので、今言った論点、幾つかのオプションとは別に、先ほど一番下にもあったような、幾つか、事務的に検討すべき事項というのが示されています。参考資料 1-1、この資料は先ほど表を使って御説明したものを一つ一つ細かく書いてございますので、レファレンスとして御利用いただければというふうに思っておりますが、この一番後ろのページ、27 ページをごらんください。ここに、今後、事務的に検討すべき事項として、ここに書いてあるような課題が示されています。この中で、例えば上から 5 番目の、買取費用の回収方式、あるいは地域間調整の詳細方式、あるいは主体の位置づけ、あるいは再生可能エネルギーの価値の定義、買取実務といった点。こういった、特に買取制度、費用回収及び買取の契約等に関する課題について、当ワーキンググループで検討をするということでございます。

また一方で、この下から 4 番目にあるような、再生可能エネルギーの系統運用ルールといった点については、ワーキンググループの 1 のほうで検討いただくということになっているところでございます。以上でございます。

金本座長

どうもありがとうございました。ただいまの御説明は背景の御説明で、ここで議論をしていただくものではありませんが、何か特に御質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは引き続きまして、きょうの議論の中心になる、全量買取制度の技術的課題にかかわる検討について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

三田課長

では、続けて御説明をさせていただきます。お手元の資料 5、「全量買取制度にかかる技術的課題に関する検討について(案)」に基づいて御説明させていただきます。

1 ページをごらんください。先ほども簡単に御説明を申し上げましたけれども、今回の

ワーキンググループ、第2ワーキンググループで検討すべき課題を鳥瞰してございます。本日はこのうち1の部分について、この資料で詳細に御説明したいというふうに思っておりますが、まず、最初にこの論点を簡単に御説明したいと思います。今回の再生可能エネルギーの全量買取に当たっては、まず、発電されて、買い取るべき電気というのがあるわけですが、これは一体だれが買い取って、そして電力の消費の中できちんと消費されるようなシステムの中で、これを消費していく形になっていくかという、その買取のあり方について検討する部分が1でございます。ある意味で、この電力を調達すべき人がだれか、どういう価格で調達するかという、調達側の問題でございます。

これに対して、こうやって調達した結果として、かかった費用を一体どなたから、どういう形で回収するか 負担をいただき、回収をしていただくか、というのが2でございます。論理的には、この1と2というのは別でございます、だれに消費をしてもらおうと、あるいは、どういう経路で消費をしてもらおうと、集め方としては、まさに今、税というような論点もありますし、あるいは地域間調整という議論もあるように、それをまたどういうルートで負担するかというのは、基本的には別な論点ではございます。ただ、現実には、買取のあり方と負担の回収のあり方というのは、基本的には電力の供給という制度をベースに行うものですから、かなり関連してくるという関係にあるかというふうに思っております。

このうち1の買取ですが、一番大きいのはやはり(1)で、一体だれがその買取を行うのか。買取の主体でございます。あるいは言い方を変えると、この再生可能エネルギー由来の電力というものを調達し、その電力の供給システムに流すために、だれがどういう役割を果たすべきか、という言い方ができるかもしれません。また、そのときに、一体、再生可能エネルギー電源の設置者、あるいは電力を発生する者と、この買取を行う者の契約のあり方、特に価格について FIT価格、買取価格が決まるわけですが、それを上乗せしたり、あるいは契約についてどういう柔軟性を認めることができるか。これは上にある買取主体の考え方とも関連してくるところでございます。

また、3番目に、その買取費用における控除をするということでございます。これは電力を供給あるいは消費する者にとってみると、本来、自分で使おうと思っている電気、あるいは供給しようと思っている電気に代替するわけですので、一定の控除はすべきだということになりますので、その控除額の考え方ということでございます。なお、このほかの論点として、実は現時点でも卸供給制度という形で一般電気事業者等に電力を卸す制度が

ありますが、この制度の対象になっている電源に再生可能エネルギーが入ってくる場合はどうするのかという考え方。そして最後に、環境価値の帰属をどうするか。この3点を、この買取に関する論点として議論したいと思っております。

これに対して費用の回収のほうにつきましては、費用をどうやって精算していくのか。事後的に、確定してから精算するのか、それとも違う形をとるのかという、精算の方法。また、先ほどもあった地域間の調整。さらにその上で、もしも電力料金という形で扱うとすれば、その取り扱いを一体どういうふうにするのか。これは本件の買取費用だけでなく、電気事業者にとって経営努力の及ばぬコストというものを一体どう取り扱うのかというふうに、もう少し幅を広げて議論できればと思います。そして最後に系統安定化対策の費用というのは、これも今後、負担がふえてくるという試算もありますが、これを一体どういうふうに負担していくのかという点についての整理。こういう形で進めたいと思っております。特に先ほど申し上げたように、この2に関しては制度の大枠にもかなり関係する部分が多くありますので、まず、この1について議論をさせていただきたいというふうに考えております。

それでは、まず、買取主体の考え方でございます。2ページをごらんください。現行の、太陽光の余剰電力買取制度においては、一般電気事業者が買取主体ということになっております。この場合は、例えばPPSの需要家が買取を求める場合であっても、買取の主体はあくまで一般電気事業者で、PPSは手続代行というふうに位置づけられております。しかしながら、今回、買取対象を拡大するということになりますと、やはりこの再生可能エネルギーの電源調達という点をより重視して、競争上の影響等も考えて、一体、電力の供給システムの中で買取主体はどうすべきかというのを、再度、検討する必要があるかというふうに考えている次第でございます。

3ページは、その議論をする前提としての、日本の電気事業法における電気事業の概念図で、皆様、よく御存じだと思いますので、説明は省略させていただきます。

さて、その上で、4ページでございます。まず、やはり電力の供給の大勢を占めている一般電気事業者の位置づけということでございます。まず、この全量買取制度の、制度の趣旨ということを考えると、ここにあるように、一定の再生可能エネルギー由来の電気の買取を義務づけ、かつ、その費用の回収の仕組みを整備して、再生可能エネルギーの導入拡大を目指すということでもありますけれども、大事なものは、この再生可能エネルギー由来の電気というものが、きちんと電力の供給のシステムに乗って、きちんと供給され、消費

されていく、これが安定的に行われるということが必要になるわけでございます。ここに
あるように、買取を行う者というのは、買い取った電気を、電力系統ネットワークとの接
続点できちんと買い取り、そして既存の電源を活用しながらその出力変動に対応するとい
うこと。そして最終的に、需要家に電気を安定的に供給する。こういう流れを行うことが
必要になるというふうに想定されます。

したがいまして、まさにこういった物理的なシステムの運営を円滑にできる、こういう
者を買取義務者とすることが適当ではないかと思っています。また、買取期間も長期にわ
たるので、やはり事業の安定的継続性というのにも必要なあとと思っております。

この点について、一般電気事業者は、ここに書いてあるように、供給区域内の系統ネッ
トワークを維持・運用している。また、小売については、規制分野は供給義務を、自由化
分野は最終保障義務を負うということで、供給の責任を負っているということです。3番
目に、シェアの大勢を占めているので、やはり出力変動への対応能力が相対的に高い。ま
た4番目に、退出規制がかかっているということでございますので、こういったシステム
の円滑な運営という観点からは、買取義務者として一義的に考えるのが適当ではないか、
と。これは従来の、太陽光発電の余剰電力買取の制度と同様かと思っております。

一方、5ページをごらんください。そうしますと一般供給事業者の供給とは別体系であ
る特定電気事業者ということでございますけれども、こちらにつきましても、その供給地
点においてはネットワークを保有している、あるいは供給義務を負い、退出規制の対象と
なるなど、基本的に一般電気事業者と同様の規制ということでございます。この特定電気
事業者の、供給地点における需要家が買取を求めた場合、この場合、ここの地点での供給
というのは独占的ですので、一般電気事業者と同様のインセンティブを与えるという意味
では、特定電気事業者についても一般電気事業者と同様に取り扱い、買取義務を負うとい
う形で取り扱うことが適当ではないかというふうに考えます。そういった意味では一般電
気事業者と特定電気事業者を、基本的に買取義務を有する主体として扱うということでい
かがかというふうに考えております。

さて、そういうふうに整理をした上で、6ページでございます。この、自家発自家消費
をどういうふうに位置づけるかということでございます。先ほど来、申し上げております
ように、この全量買取制度において買取主体が果たす役割というのは、今後、大量に導入
される可能性がある、こういった再生可能エネルギー由来の電力を、きちんと買い取り、
それを系統に乗せて、そして最終的には周波数等の調整もして出力安定の措置も講じなが

ら、最終的にシステムの中で消費をさせる、きちんと供給する、こういう流れが予想されているわけですが、自家発自家消費については、こういう流れとは違う位置づけではないかというふうに考えております。

ここにもありますように、自家発自家消費を行う者というのは、もちろん不足した場合に一般電気事業者から不足した分についての供給を受けるということではありますが、基本的には不足分を一般電気事業者から補ってもらう以外に、わざわざ他人から電気を調達することを予定していない、そういうことをしないことを前提としているわけですし、また、その発電した電気はみずから消費する、いわば自給自足の位置づけということでありまして、先ほど来申し上げているような、ネットワークを使ってきちんとシステムに乗せていくという位置づけではないというふうに考えております。そういった意味で、そもそも買取主体にはなり得ないというふうに整理すべきではないかというふうに考えております。

もちろん、この「 」印にあるように、便宜的に、自家消費分について、みずから買い取ったとみなすとか、あるいは電気事業者が買い取ったとみなすとか、こういう考え方がないわけではないのかもしれませんが、現実にはやはり、こういった取引行為はないという位置づけで考えると、やはりこういう考え方をするのは困難ではないかと考えております。

また、自家発自家消費をこのように位置づけた場合、特定供給についても、これは供給者と需要家が、相互に密接関連性を有するということが許可の条件となっており、これはある意味、自家発自家消費類似の類型 複数の者が共同で電気を融通する、自家発自家消費の延長として位置づけられているということがございます。したがって、特定供給について、自家発自家消費に関する扱いと同様にすべきではないかというふうに考えている次第でございます。

さて、以上を整理した上で、7ページ以降、PPSをどういうふうに位置づけるかというのが、この最大の論点になろうかというふうに考えております。要は、PPSが買取をすることができるのか、それとも一義的に買取義務を負う一般電気事業者及び特定電気事業者のみが買取を行うのかという、制度の設計の問題でございます。この点について、幾つかその論点を考察いたしますと、まず、そもそも全量買取制度の考え方が、買取を求めた場合には買取義務が生じるということで、とにかく売る場合には、必ず買取を求めなければいけないというわけではないという意味で、電源の設置者側には選択の余地はあろうかということでございます。

また、制度の外での買取というものを認めることによって、ここにあるように「グリーン電力」の調達・販売といった事業を禁止する趣旨ではない、と。これも可能になるかどうかということかというふうに考えております。ただ、制度の枠外 制度の枠外というのは、買い取ることはできるけれども、回収スキームには乗らないということなんですけれども、こういった形でP P Sが買取制度の枠外で電源調達を行うとすると、まず、必ず買い取ってもらえる、政策的に割り増しされたF I T価格、買取価格以上の価格を提示しないと電気を調達することができない。また、買取制度の枠外ですので、かかった費用については、買取義務者、一般電気事業者や特定電気事業者のように、負担を回収する仕組みに乗せることができませんので、P P Sの需要家にすべての調達コストを反映した高い価格での負担を求めざるを得ないということになってしまいます。したがって、P P Sが買取制度の枠外では買い取ってもいいけれども、この制度の枠内での買取はできないということにしますと、P P Sが再生可能エネルギーの電源を調達することは非常に難しくなるということでございます。

現状を見ますと、8ページにその表がございます。これはプロジェクトチームのヒアリングの際に提示された資料からでございますけれども、バイオマスなどの再生可能エネルギーが石炭と並ぶベース電源としての役割を果たしている、ベース電源の半分をバイオマスによって調達しているという企業もあるわけがございます。こういうことから考えると、再生可能エネルギーの電源調達にかかる競争上のイコールフットィングを確保するということを考える必要があるのではないかとというふうに考えられます。

また、これまでの買取制度、余剰電力の買取制度は、太陽光発電という、極めて出力が不安定な電源だったわけですが、実は今回の対象としては、例えば水力や地熱、バイオマスなど、比較的出力が安定している電源があり、これについては電気としての価値が異なるのではないかとといった問題提起もされているので、こういった安定性の違いを買取においても反映可能な仕組みというものを検討できないかということでございます。

9ページをごらんください。今のような論点を踏まえたP P Sの位置づけでございますけれども、やはり電源調達における公平性確保 少なくとも調達することができる必要があるのではないかと。したがって、ここにあるように、一般電気事業者に加えてP P Sも買取を行うことができる、こういった制度が適当ではないかと考えています。もちろん現実的に申し上げますと、低圧の、特に住宅用太陽光発電というのは、規模も極めて小さく、かつ不安定な電源であるということと、同時同量制度を前提とすれば、インターバ

ル・メーターを設置するとか、そういう、さまざまな制約がありますので、多分、PPSが買取を行う経済的インセンティブは極めて乏しいということになるかとは思いますが、制度の考え方としては、PPSも、この制度上、買取を行い得る対象とすべきではないかと考えております。

この2番目の丸印にありますように、整理した言い方をしますと、再生可能エネルギーの発電設備の立地場所を供給区域とする一般電気事業者は、買取義務を一義的には負いますけれども、PPSあるいはこの場合、PPS以外の、供給区域以外の一般電気事業者も同様かと思えますけれども、そこが買取制度のもとで電気を買取することが可能である、と。この場合、費用回収については買取義務者と同様の扱いとするという整理が、電源調達の公平性という観点からは適当ではないかというふうに思っております。

ただ、このときに、幾らで買取するかということですが、買取価格とか供給条件がすべて画一的に、全員、同じ条件で買取することを前提としますと、結局、その電源保有者は、確実に買ってくれる買取義務者に買取を求めるほうが容易であり、結局、PPSが、調達が困難となるということも考えられるわけでございます。したがって、買取制度におけるFIT価格、決められた価格以上の価格、有利な条件で買取を行うことも許容すべきではないかというふうに考えております。このような制度設計とすることで、一定の市場原理を導入しつつ、発電事業者側も安定的な電源運用ができるといったインセンティブも出てくるのではないかと考えております。

以上が買取の主体の考え方でありまして、その買取義務者として一般電気事業者と特定電気事業者を位置づける一方、FIT価格以上の価格で買取することをPPS等に認めることで、一定の市場原理の導入と、そしてその電源の安定性に応じた対応が可能となる制度が可能になるのではないかと考えております。

次に10ページ以降、買取の契約、価格等についての論点でございます。まず、今申し上げたように、FIT価格は基準価格であり、買い手がつかない場合には一般電気事業者がこの基準価格で買取義務を負うわけですが、それ以上の価格で買取することも認めるということが適当であろうということでございます。この場合に、一体、国民あるいは電気の利用者 ちょっと、ここについては大枠によりますけれども、最終的にこの全量買取制度の負担を求める際、こういった負担を求める額というのは、一体幾らなのか。

特に、高い価格で買取った場合に、幾ら高く買取っても、その買取った部分について、すべて国民負担に回すことができるのかどうかということでございますけれども、

この点につきましては、その高く買い取った部分というのは、ある意味、電気としての価値を高く評価して、そしてそれを供給電源として使う事業者にとっての価値もあるということですので、基本的には、この制度によって国民負担を求めるのは、基準価格であるFIT価格から一定の電気としての価値相当分を控除した部分だけであり、そのFIT価格を超える部分については、買い取った者がみずからの需要家から回収することが適当ではないかというふうに考えています。

この点を説明したのが11ページのグラフでございます。非常に単純なイメージでありますけれども、まず、基本的に、もしもFIT価格を超える価格で買い取る者がいない場合については、この買取義務者が、ここにあるように、FIT価格で全量を買取るわけでございます。ただ、この中で、本来、自分が持っている電源でもかかっているであろう回避可能原価を引いた、その残りの額を、買取にかかった費用として、国民に幅広く負担を求めるということになるかと思えます。

それでは、それより高い価格で買った場合ですけれども、この場合には上にあるように、確かに買取総額は高くなるわけですが、この一番右にあるピンクの部分というのは、先ほど申し上げたように、例えばPPSが電源調達のために必要であったり、さまざまな価値を持って、電源としての価値をそれぞれ持って、上乘せして買っている部分ですので、この部分については、みずからの需要家に、それぞれの買取者が転嫁していただいて、したがって最終的に買取費用として幅広く負担する部分については、FIT価格で買った場合と同じにすべきではないかというふうに考えております。

ちょっと10ページに戻りますけれども、こういった考え方をすることによって、市場原理に基づいて、安定的な電源は電気としての価値が高く評価されることになる。この結果、発電事業者サイドも、なるべく安定的な発電パターンにするというインセンティブが生じるということで、多分、システムの安定性維持の観点からも有利だろうと思っております。なお、これは現実的には、3番目にあるように、多分、高圧に連系される水力、地熱、バイオマスというのが比較的安定的と評価され、一方で、低圧の太陽光等については、事実上、一般電気事業者の買取と、こういう形になるのではないかというふうに考えております。

さて、今申し上げた点は、価格の問題でございますけれども、そうしますと買取の契約の方法というの、やはり同様に柔軟性を認めることができるのではないかというふうに考えております。12ページですけれども、その契約の方式も、買取主体者が複数いるという状況を考えますと、今言った、安定的電源としての運用も期待される水力、地熱、バイオ

マスであれば高く買い取る市場原理が働く可能性もありますので、その発電設備設置者が、例えば入札、あるいは卸電力取引所の活用といった形で市場原理を活用することが望ましいのではないかとこのように考えている次第でございます。

また同様に、契約の期間についても、必ずしも買取期間全部に及ぶ一括契約にする必要はないだろうと思っております。ここにあるように、例えば入札によって価格と相手方は1年ごとに更新する。ただ、もちろんFIT価格を上回らない場合にはFIT価格で買い取るというようなやり方もとり得るかと思えます。こういった柔軟な対応をとることで、例えば長期のリスクをとりにくい事業者も、電源調達に参加することができるということで、結果的により経済性が高まっていくということだろうというふうに思っております。現在、そもそも発電設備からの余剰電力で1年ごとに入札を行っている場合もあるわけで、これらのものが、もしも全量の対象となる場合には、従来やっているような入札形態というのは、きちんと許容されるというふうに考えております。以上が買取の契約の方式、あるいは価格といった、柔軟性に関する議論でございます。

では、幾らの額を控除して、費用として国民の負担を求めるということでございますけれども、ここは余剰電力のときも考えておりましたけれども、やはり買取価格から回避可能原価を控除するというのが適当だろう、と。これは言うまでもないことかと思っております。ただ、この回避可能原価については、一体どういう額であるのか。可変費のみなのか、固定費も含めるのか。また、これらの場合に全電源平均なのか、火力平均なのか、それとも限界費用なのかというのが論点となります。この点について、現行の余剰買取制度においては、昨年の買取制度小委員会では、全電源平均可変費を採用すべきということになっております。これは太陽光の発電量というのが、かなり不安定で変動する、したがって設備形成への影響がないという意味で、基本的には可変費を採用すべきだということ。一方で、託送余剰インバランス制度、あるいは総括原価方式に基づく現行電気料金制度との整合性ということで、各一般電気事業者ごとに全電源平均可変費ということが適当であるということになっております。

さて、ただ、このときは、変動もある太陽光発電というのを前提としていたわけですが、今般、多少、安定的な電源も対象となるということで、この考え方を、そのままがいいのか、見直す必要があるのか、という点を考える必要があるかと思えます。この点について14ページで書いてございますが、結論から申し上げますと、安定的とは言われるものの、やはりまだ、kW価値があるとまでは言えないのではないかとこのように考えら

れます。上の丸印のところに2つのことを書いてございます。1つは買取義務というのがあるとすると、やはり発電側の意思によって出力が左右されるということがございます。このルールについては、別途、第1ワーキンググループで、給電指令、出力要請等についてのルールは定めるということになっておりますが、基本的にはその発電側が発電するかどうかという意味によって左右されるということになるかと思えます。

また、発電不調時のリスクについても、もしこれから買取側が発電側に求償するとなると、せっかく全量買取制度と言いながら、発電者側にリスクが発生するということですので、基本的にはこういったリスクは買取側が負うということが適当であると考えられます。もちろん高値で買取をすとか、当事者間で特段の合意がある場合は別ですけど、基本的には買取側が負うことになるかと思えます。こうやって考えますと、買い取る側にとってみると、やはりkW価値の保有電源としての評価ができるほどの状況ではないということですので、従来と同様、考え方としては、全電源平均的可変費を控除額とするということかと思えます。ただ、先ほど来申し上げているように、この安定性という点については、むしろ、買取の価格、全体の価値の上乗せで評価をするということになるかというふうに考えております。

最後に、この控除との関係では、PPSにおける控除額でございますけれども、これは各PPSの全電源平均可変費を提出していただくという考え方もあるんですけども、現実には負担が過剰になる。また、コストの正確性を確保することは行政コストとしても難しい。一般電気事業者等は、その規制下では料金規制できちんと料金算定を行っているということなので、厳格に計算するのではなくて、全一般電気事業者の全電源平均可変費の加重平均値というもので代替するというのが適当ではないかというふうに考えております。

次に15ページでございますが、実は、これらの再生可能エネルギーは、一部は卸供給制度の対象となるということもあり得るわけでございます。電気事業法上は一定期間以上かつ一定規模を超えるものについて、総括原価主義で規制に服するというになっているわけでございます。ただ、この規制価格よりもFIT価格が高い場合ということもあり得るわけですけど、これは、その他の再生可能エネルギー電源設置者にはFITでの買取が認められるということでございます。逆にコストが高い場合というのは、そのコストでの供給が合意されているということですので、基本的には、そのどちらに服するかは、選択ができるというふうに考えてはどうかというふうに考えております。

次に、買取期間が終わった後ですけど、当然、買取期間が終わるということは、買取

義務がなくなりますので、その後は普通の電気事業法に基づく規制に服するということになろうかと思えます。したがって、もしも買取期間終了後に、一定期間以上かつ一定規模を超えるという形で契約を行うということであれば、これは卸供給料金規制が適用されて、コストベースでの取引になるでしょうし、それ以外の相対取引に移行することも考えられる。これは、それぞれの供給の仕方によって決まってくるということかというふうに思っております。

最後に 16 ページ、17 ページは環境価値の取り扱いでございます。特に、具体的に言いますと、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づいて CO₂ の排出原単位をきちんと公表することになっているわけですが、ここにおける配分方法について、考え方を整理する必要があるかというふうに思っております。

17 ページをごらんください。価値の分配については、論理的には以下の 3 つが考えられるのではないかと思っております。これは電気事業者が価値をとって需要家に配分するとか、そういうことではなくて、むしろ電気事業者の原単位が改善して、その結果として需要家も裨益するということかと思っております。一つ目の考え方としては、買い取った電気事業者の原単位が向上し、その需要家のみ環境価値が配分されるという、ある意味、買い取った量に応じた価値の配分という考え方。2 番目はむしろ、確かに買い取った人ごとに価値はあるんだけど、これは最終的に幅広く負担を求めるということを考えれば、その原単位を全体の負担に応じて調整し、そして、その負担に応じた全需要家に分配されるという仕組みをつくるべきではないかという考え方。3 番目に、買取の議論とは別に、この価値を証券化したり、オークションという形で売却していく。つまり、これによって得られた環境価値というものを、だれが買取の対象になったか、だれの負担かということとは別に、別の形で市場に乗せていく。こういった 3 つの考え方があるだろうと思えます。

ただ、ここにつきましては、これはもちろん、今後の大枠の議論ではあるんですけど、大枠でどういうオプションをとろうと、多分、買い取った事業者の需要家が、まさにそれだけの負担を求めるということではなくて、その調整が何らかの形で行われるという形になり得るとも考えると、やはり環境価値は幅広くその負担に応じて分配するというのが適当であろうと思っております。またこの点につきましては、例えば太陽光については、現在、先ほどあったように、一般電気事業者のみが買取を行うと想定されますけれども、基本的にその負担は地域間で調整するかどうかは別としても、地域として、PPS の需要家にも求めることになろうかと思えます。また、制度全体で、なるべく統一的な扱い

とするという事。それからオークションについては、排出量取引制度というものが検討される中で、わざわざこの部分だけのオークション制度を導入することの妥当性があるのかといった論点もあろうかと思えます。したがって、幅広く国民に負担してもらうということを見ると、環境価値自身もこの考え方に沿って幅広く配分するという考え方が適当ではないかというふうに考えております。

ただ、もちろん、この負担の分配の枠の外、回収スキームの外で取引されたものについては、従来どおり、買い取った電気事業者を通じた分配ということでもいいたろうというふうに考えております。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、本日の検討すべき論点について、私ども事務方の考え方を御説明させていただきました。

金本座長

どうもありがとうございました。それでは、これからディスカッションをお願いしたいと思います。なお、エネルギー調査会ルールにより、御発言の際は、お手元にあるネームプレートを立てていただくということでお願いいたします。

オブザーバーの方々にも御発言をいただきたいと思いますが、まずは委員の方々から、一わたり、御質問、御意見を出していただいてからにさせていただければと思います。ただし委員の方々の御発言について、オブザーバーの方々から、それに関する御発言がある場合には歓迎をしたいと思しますので、その場合にはネームプレートを立てていただき、御発言いただくようお願いいたします。

それでは、御質問、御意見をお願いいたします。

大日方委員

1番目の論点の、買取主体のところでは頻繁に出てくるのは、買取義務者という言葉なんですけど、途中の、自家発のところでしょうか、買取請求権があるかないかという議論が、途中、ちょっと入ってきます。そこでちょっと気になったんですが、ここに登場する主体が自己の計算で再生可能エネルギー電源を持った場合に、買取請求権を自分で請求して自分で買うということですが、ここは義務、つまり自分以外のところで発電されたものを義務ということで、一応、念頭に置いていると思うんですが、その点について、自家発のところだけ家庭の自家消費と同じだという論理が出てきたんですけど、仮に、それ以外に想定されるケースかどうかはわかりませんが、一応、考え方とすると、買取、つまり、これらの主体の人がその電源を持ったときに、このスキームに乗せて買取請求をすること

はできるかどうかについて、やはり一通り……。私が知らないだけで本当はクリアなのかもしれませんが、一番わかりやすい話は、多分、一般電気事業者が、この再生可能エネルギーの電源を持ったときに、その問題点については、どこでどう扱うということになっているのか教えてください。

三田課長

御質問の趣旨は、他人から調達、買取を求められた場合に、買取義務というものが生じる。それは請求権という形にするのか、あるいは義務者かという、その法律的な議論はして、この再生可能エネルギー電源設置者が、この買取義務者に対して求めたときは買わなくてはいけないというのは、これはあるんだけど、じゃあ、逆に、みずからがその電源を設置した場合に、みずからそれを消費するという、自家消費という場合に、この制度が及ぶか及ばないかという、こういう御質問かと思います。

この点については、きょう、お話を伺って、詳細はもう少し検討する必要があるだろうと思いますけれど、今回の基本的な考え方は、他人から買取を求められた場合には買うけれども、この自家発自家消費をみずからやる場合というのは、みずからの計算に基づいてやっていって、かつ、この人は、他人からも調達することもないけれど、まさに自分のためにしか電源をつくらないということが前提なので、これはもう全く対象とならないというふうに考えています。

ただ、電気事業者の場合には、つくる電源というのは、ある意味、自分でつくるか、他人から調達するかというところについては、選択肢がなくはないので、そのところの差異をどう評価するかという論点が残っているような気がしますので、全く自家発と同じに扱うかどうかというのは、多少、もう少し検討が要るのかなあというふうに思っております。ただ、基本的な考え方は、他人から求められた場合に買い取る、と。自分で自分の計算でやっている場合には、自分で消費することなので対象としない。自家発においては、そういう考え方で整理しているということかと思います。

大日方委員

技術的なことなので、今後検討していただきたいということで、これ以上、くどくど言いませんが、一つは、自分か他人かというときに、法人格ベースなのか、資本関係まで考慮するのか。つまり子会社は自分と考えるのか、それとも他人と考えるのかという点について、これは線引きなのかもしれませんが、一応、今後検討していただきたいと思えます。

三田課長

これも多分、いろんな方から聞いて、考える必要があろうかと思います。資本関係を、例えば 50%なら自分なのか 連結という議論とはまた違うので、100%子会社であっても別と見る考え方もあろうかと思います。ただ、どちらにしても、この基本的な考え方は、自分か他者かということなので、あとは自社の範囲がどこまでかという、まさにおっしゃった線引きの議論だと思いますので、そこはもう少し詳細に検討したいと思います。

金本座長

では藤井委員、お願いいたします。

藤井委員

4点あります。まず、最初の2つは、どこで議論するのかということの確認です。バイオマスの混焼の話というのは、前回のPTのところでも課題として挙がっていましたが、今日は説明がなかったのですが、今後、議論して詳細を決めていくということなのでしょうが。

また、これもきょうのお話になかったことで、風力発電などが代表になるかと思いますが、地域的に資源が偏在していると、システム上、もうこれ以上は受け入れられないということが発生する可能性がある。そういったときに、買取義務なのですが、義務を全うできないときに、どういう経済的な補償をするかということは、ワーキング1で議論することなのか、ワーキング2なのか。お金の話はワーキング2なのかなあと思っているのですが、こちらでやる話かなあと思っているのですが、それはどこでやられるのか。多分、近々、すぐ問題になってくるのではないかと思っています。

それから3点目は、今日のお話にあった、環境価値をどう分配するかということですが、家庭用の太陽光発電でやった場合に、家庭にその環境価値が来ても、家庭としては単にいいことをしているというだけであって、経済的には余りおもしろくないというか。それに比べて事業者に関しては、環境価値が来ると、その分、経済的なメリットも伴うかもしれません。家庭にそのまま、ただであげて、そのまま死蔵するというか、使われないままの環境価値にしておくのか。市場に出すということ、もし考えるとしたら、オークションという考えも出てくるのかなあ、と。ただ、非常に面倒くさい話だろうなあというのは御説明にあったとおりですけど、そのあたりはどうお考えなのか。

また、kW価値のところについて。資料の14ページ、2つ目の丸印ですけど、「安定的な電源」でもkW価値があると判断できないというふうなことで、もしある場合は個別

の契約で電気価値の上乗せを認めるというふうなことですけれど、仮に価値があるのにな
いとした場合にどうなるのか。そのコストは結局、買取費用となって、広く消費者の負担
に回される。事業者同士で個別の契約にしたほうが、当事者としてはもうかるかもしれな
いというか。本当はkW価値があるにもかかわらず、ないとして控除部分を非常に低く抑
えて、ある意味、税金のような形で徴収されたお金をできるだけ多くいただく、さらにkW
価値があれば当事者同士でお金のやりとりをするというふうなシステムになると、ちょ
っとうまく説明できないんですけれど、抜け道というか、悪いことをする人も出てくるの
ではないかと感じました。

三田課長

今、我々も検討しなくてはいけない課題をいただいたということだと思っ
ては、まず混焼の際に、一体どういう形でだれが買取義務を負うのかとか……。

藤井委員

はい。それと、その価格ですよ。

三田課長

ここは制度全体の大枠でどこまで決まるかによって、どこを検討すべきかというの
は変わりますので、ちょっと、全体の議論の中で検討させてください。

風力については、これは風力も含めて、つなげない場合の技術的な観点からの検討とい
うのは、これは第1ワーキングのほうですということになるかと思っています。

つなげなかった場合が、どういう補償をすべき事態なのか、そうでない事態なのかとい
うのは、多分、認めないケースというのはどれくらい合理的かどうかという議論によって
大分変わってくると思いますので、まず、第1ワーキンググループでの議論をきちんと整
理するということが先決ではないかというふうに思っております。

それと3番目の、環境価値の問題ですが、これはおっしゃるとおりで、需要家としての
環境価値を分配されるメリットというのは、需要家側が一定の規制に服している場合は、
その規制コストに関する市場ができていれば、そのメリットが受けられる。したがって、
例えばこの温対法の対象となる事業者が電気の需要家の場合には、この環境価値というの
を計算に入れて、自分の原単位を計算できるという意味で価値があるけれども、家庭にお
いてはそういう義務がかかっていないので、メリットがないという議論になるかと思
います。ただ、その議論は、本質としてはこの環境価値を活用できる人とできない人
できない人は逆に言うと規制もかかっていないということなので、そこはメリット、デメリ

ットの裏腹なのかなあとと思います。

確かにこの議論では、そういった、人によって規制がかかっていないという CO₂に関する規制対象が一定の限定だということを考えると、むしろ、メリットは、全国民に渡らせるために、オークションに最初から出してしまっ、それを、本当にこれを買って意味がある人全員に分配すべきだというのは、論理的には非常にあり得ると我々も思っているんですが、そもそも排出権取引制度がどうなっていくかということも決まっていな中で、さらにこのオークションにどういう意味があるかといったことを考えると、ある意味で、部分をつくる部分なので、そこまで今、複雑な制度を、ここだけ勝手に先につくるのは、ちょっとできないなあ、と。ここは、論理的には、非常にきれいな制度だと

これは人によって意見が違いますけれど、私自身はそう思っているのですが、現実にはちょっと、構築するのは難しいかなあというふうに思っているということでございます。

最後に、kW価値について。これは御説明の仕方が悪かったのかなあとと思いますけれど、ここでの控除額の考え方というのは、新たに電気事業者側が発電所をつくる必要がないということであれば、それは固定費まで含めて控除すべきだし、逆に、もしもやはり、幾らその電源が入ってきたとしても、不安定性があるために、やはり供給力として自社の電源をつくっておかなければいけない、と。その上で、それを稼働させないことで対応するというのであれば、可変費を控除すべきという、こういう考え方に基づいているというふうに理解しています。

そうだとすると、比較的安定とはいえ、さすがに発電所をつくらないという、その投資判断にまで影響を及ぼすような安定性までは、まだ持っていないのではないかと。したがって、このような新しい電源が入ってきたとしても、控除額を、固定費まで含めるのではなくて、やはり可変費のままであるべきであるということを、ここで申し上げているつもりです。

その上で、全然別の議論として、その安定性について買取価格で評価をすることというのは、それはまさに買い取る側にとってもメリットが出てくるので、それは別の議論としてあり得るのではないかと。ということで、少なくとも、控除をして国民に負担を求める部分について言えば、可変費という考え方で考えてはどうでしょうかということ、ここで申し上げているということでもあります。

藤井委員

それはわかっているのですが、逆に個別でやらせると変なことになるのかなあ、と。と

というのは、結局、再生可能エネルギーで発電した人と、それを買う人、その2者を考えると、よそから来るお金というのは、買取費用で来るわけですね。買取費用がよそから来るわけですね、その当事者2人に対して補てんされるといいますか。それができるだけ大きくなるほうがいいわけですね、その2人にとっては。

金本座長

ただ、この11ページの絵が適用されますので、高い値段で買っても、外から来るお金は変わらない。それは全部、自分たちが負担をするという、そういう話になりますので。

三田課長

今、金本先生がおっしゃったように、つまり、ここの赤い部分を、どんどん、二人で合意して高くしても、この11ページの赤い部分については、幾らこれを両方で合意して高くしても、それは、この制度を通じて国民に負担を求めることはできない部分になるわけです。その分だけ、例えばPPSが買ったとすると、そのPPSの販売価格は高くなってしまふということになるわけです。したがって、これを高くするというのは、安定的な電源調達という意味で、これについて合理的だと思える人、すなわちPPSなり電気事業者なり、これに価値を感じる人が、高く買うにしても、それは全部、需要家に転嫁されるので、この制度に基づいて取れる部分というのは、相変わらず、ここにある黄色の部分、これはFIT価格で買おうが高く買おうが同じである。ここは変わらないという、こういう制度というふうに理解しております。

藤井委員

その点はわかっています。ちょっと説明がうまく出来ないので、次回にしたいと思います。

曳野課長補佐

補足させていただきます。11ページのところで、もし、電力市場に会社が2社しかなくて、もし1社が、これは特に義務者の場合だと思えますけれども、電源調達に関するインセンティブがないがために、基本的に高値で買い取るつもりがなくて、それでもう1社のほうは電源調達をしたいので、このピンクのプレミアム部分について多少は支払ってもいいと思っているときに、もし相手方が、この電源は要らないということがわかっているならば、極めてこのピンクのプレミアムのところが小さくても買えてしまって、事実上、ベース電源を安く買ってしまうのではないかという、こういう危惧はあり得るのかもしれませんが。しかし、実際には、PPSなり、場合によっては他地域の一般電気事業者も含め

て、現状でも、例えばバイオマスの発電などが入札された場合には、電源調達をしたい複数の電気事業者が入札をすることによって、その電気価値というのは正当に評価されています。もし、市場が非常に未熟であって、この割増し部分を非常に小さくすることによって、事実上、想定されるコストよりも安く調達できるおそれがあるならば、競争上、問題になるかと思うんですけど、おそらく、そういう状態には、今はなっていないのではないかとということが私どもの認識でございます。

それから環境価値のところ、藤井委員の御指摘に関して少し補足させていただきますと、もし、環境価値を誰かに渡すという整理をする場合、例えば家庭などにいったん渡してしまうべきではないかということであれば、それは多分、やるべきではないと思っています。というのは、家庭など（排出量に関する）規制がかかっていませんで、それを証券化した上で、一度、需要家に渡してしまうと、自分たちにとっては要らないものなので、結果的に産業界なり、そういう規制がかかっている人たちに、そのクレジットを売ってしまうことになるので、公平な負担と言いながら、何か、負担が実際には家庭から産業界に移転してしまっていて、実は公平な負担と言いながら、おまけでついてくる環境価値の部分でその公平さがなくなってしまうということになります。

代替案としては、調整機関なり、いったん買い上げた、国なのかどこかわかりませんが、そういうところがクレジットを全体的に吸い上げて、それをオークションにかけて、残った、環境価値がないものについて、皆さんでどう公平に負担していただくか、こういうことは、制度設計上はあり得るというふうに認識しておりますけれども、その場合には、買い取るニーズがあるのかということで、本日、オブザーバーとしていらっしゃっている方々も含めて、私どものほうで事前に聞いたところでは、余りそういうニーズはないのではないかとということで、事務局としてこういう提案をさせていただいておりますけれど、もし、きちんと経済原理に基づいて、そういうものもクレジット化するほうが、むしろいいのではないかとということであれば、そういう制度設計は、先ほど三田課長から申し上げたとおり、論理的には十分あり得るのではないかと考えております。

金本座長

よろしいでしょうか。それでは大橋委員、お願いいたします。

大橋委員

今、御説明いただいた部分と絡みますが、このピンクのプレミアムの部分を、どういうふうな考え方で見るべきなのか御質問させていただこうと思っていたんです。この点、卸

取引の市場の話もまぜてご説明されたので、考えていたことを改めて御質問させていただくと、この回避可能原価というのは、基本的に一般電気事業者の全電源可変費の加重平均ということで、そうすると競争のイコールフットイングを保つ意味でのプレミアムの考え方というのは、一つの考え方としては、PPSにおいて、先ほどの加重平均とはコストが異なると考えられる場合に、そのコスト差をプレミアムに乗せて売るという考え方をされているのか。あるいはこの赤い部分というのは、基本的に、経営努力の部分というお考えをされているのか。いずれなのかと思って、御質問させていただこうと思っていたところです。また副次的なポイントとして、その際のプレミアムというのは、みずからの需要家に転嫁と書いてありますけれど、これは「転嫁することができる」ということだろう、と思っています。それが一点目の御質問です。

もう一つは卸取引の話です。市場について、現状ではグリーン卸電力取引市場が存在しているというお話があって、それで発電設備設置者において、そういうところを使うように努力すべきだという記載ぶりですが、現状どれくらい使われているのかを教えてください。それから、もし取引が低調であるとするならば、発電設備設置者がどうしてそこを使わないのかということについて何か御認識があるのであれば、教えていただければと思います。

曳野課長補佐

まず、グリーン電力取引に関しては、第4次制度改革の後に整備されているわけですが、現状の約定実績は1件だけと認識しております。他にも幾つか、買い札なりは出ているというふうに思いますけれど、現実に約定には至っていないと認識しております。どこが、使い勝手が悪いのかとか、どういう形でやれば改善できるのかということは、今回、取引所の活用も考えられる中で、きちんと考えていく必要はあるのかと思っております。

排出量原単位について、他から買ってきても調整後の原単位を下げないといけないというような要請が、一般電気事業者の中では大きい中で、なかなかJEPXに売り札を出すというインセンティブが起きにくい状況に今はあるのではないかと考えておりますけれども、本件について言えば、基本的に売る側の事業者は発電事業者ですので、市場に出すことによって、むしろ、最もオープンな形で電源アクセスができますので、特に小規模であれば、いろんな方に回っていくよりは、市場に一括で出して、最も高く買っただけの方に条件よく売るということは可能ですので、一般的に、今、グリーン電力取引が低調

であるということをもって、本件についても難しいとは、直ちには言えないのではないかというふうに考えております。

三田課長

それと、プレミアムのところを転嫁するかどうかというのは、これは転嫁しなくてもいい。つまり、まさにみずからが何らかの形で吸収してくださいというふうに 実際は転嫁してもいいし、下げてもいい。それはどちらもある。つまり、みずからのコストとして考えてくださいということですので、この「転嫁」というのは、確かにおっしゃるとおり、必ずしも転嫁すべきだと言っているつもりはありません。

それから、多分、先ほどの藤井先生と大橋先生のお話を これも完全に頭が整理されているわけではないんですが、お話を伺って考えることがあるとすると、なぜPPSなりが、こここのところを、高いお金を出してでも買うかという、それは一定の、自分がどうしても調達しなければいけない電源としての価値があるのではないかと。そうだとしたら、それは今ある、みずから持っている電源に加えて新たな電源を調達する 電力を調達するというのではなくて電源を調達するという意味合いを持ってくるのだとすれば、その部分の回避可能原価というのは考え方が変わってもいいのではないかと、より固定費的な性格がある部分ではないか。こういう議論というのは、今伺って、多分、その点が、藤井先生が言おうとされているベースにあったところではないかと思うのです。ただ、ここは、どういう場合に高く買い取るかというのは、環境価値を見て買い取る場合もあれば、基本はやはり、この制度を認めた最大の理由というのは、電源を調達してこないといけないところ、むしろ今まで持っていた電源を取られてしまうというようなところにあるのかもしれませんが、どういう場合に高くするかというのは完全に決まっていません。したがって、基本的には、今言ったような、多少の違いはあるにしても、電源の不安定性というか、完全な安定性があるわけでもありませんし、とりあえずは従来と考え方を考えるほどの大きな固定的電源としての扱いというのはできないという、こういう整理なのかなあというふうに思います。ちょっと、私自身も、今、うまく整理はできていないんですが、御疑問の点というのは、そういう点にあるのかなあということではあるかと思えます。

金本座長

では城所先生、どうぞ。

城所委員

私もこの11ページの図のところについてお尋ねします。私も実は完全に整理できていないわけではないのですが、やはり変に思うのは、例で言うと、こういうことではないかと思うんです。回避可能原価を、今、10円とします。FIT価格が20円、ピンクの部分も合わせて25円だとすると、この5円上回っている部分は、それだけのプレミアムを認めている人が何とか処理してくださいねという話ですよ。逆に、じゃあこの回避可能原価10円、FIT価格20円で、仮に買い取る側の価値が15円だとします。そうすると、本来であれば、この人が15円の価値を認めて、買取費用がFIT価格20円だったら、本来、国民負担は5円分だけであるべきなんです。だけど、そうならない理由は、本当は買い取る側が、これを15円で評価しているかどうかというのは、だれにもわからないからということですよ。その際、実は、供給義務を電力会社などに負わせることによって、その情報を使えない仕組みにしているというところがポイントなのではないか。だからこれが非対称的な仕組みになっているのではないかと。つまり25円的时候は20円に比べてプラスのプレミアムだからわかるけれど、マイナスのときは情報が見えない仕組みになっているんですね。

ここから先は、ちょっと、私の中でも生煮えなんですけれど、もし、仮に再生可能エネルギー取引所みたいなのがあって、そこが、このFIT価格で希望者から買う。そして取引所が再生可能エネルギーを入札か何かで販売するというのであれば、その差額だけを国民負担とすれば、制度としてはきれいに行くのかなあという感じなんですけれど。この場合、重要なところは、じゃあ例えば再生可能エネルギー取引所というのをつくるか既存の組織を介するかした場合のコストと、片方向だけ25円というこの5円のプラスのプレミアムの場合のときだけプレミアムを考えて、マイナスのプレミアムを処理しないということに対するコストと、果たしてどちらが大きいかという話だと思うんですが、もうちょっとこの辺は詰めた説明が要るのではないかとこの辺に思っています。

金本座長

ちょっと、逆かなあと思ひまして……。再生可能エネルギーのマーケットじゃなくて、そうじゃない普通のマーケットが完璧に機能していれば、それにオンすればいい話だけなので、非常に簡単なんです。なかなか、きょう、電力取引所の方もいらっしゃいますけれど、それに使えるほど、流動性の高いマーケットではないので、こういう仕組みしかないのかなあということになっていると思います。

山内委員

それに関して発言させていただきます。今、同じことを思っていたんですけど、さっき、大橋さんも藤井先生も言われた、青いところがPPSでまた違ってくるので、それをどう考えるのかとなると、ちょっと複雑だなあということも、そのとおりだなあと思いました。

それからもう一つ、さらに言うと、大卒がまだ発表されていないからあれなんですけれど、既存の施設に対してどうかという議論があって、既存の施設だと黄色いところがまた変わってくるだろうと　もしも既存の施設を買い取るというようなことになるとすると、黄色いところがまた変わってくるわけで、そうするとまたちょっと複雑な議論になるのかなあということがあります。

三田課長

何かほかにも御意見があればお聞きしたいんですけど、本来はFIT価格で最終的に買い取られることを前提としてすべてが市場に出て、そしてプラスプレミアムがつくこともあればマイナスプレミアムがつくこともあって、それがまた取り引きされるというのが、最も市場原理の活用されたやり方であるという、そういうことで理解すればよろしいのでしょうか。

城所委員

はい、そうです。

三田課長

確かに全量をプールの市場に出しているところでは、多分、マイナスプレミアムがつくというような市場設定のある市場があるというふうに聞いているので、考え方として、それはあり得るのだろう、と。

城所委員

いえ、もともと回避可能原価 10 円で、15 円という価値がつくことは十分にあり得るわけですよね。それでも回避可能原価に比べたらプラスのプレミアムがついているんだけど、FIT価格よりマイナスなだけです。プレミアムというのは、回避可能原価を中心に考えるべきではないでしょうかということです。FIT価格というのは、あくまで決められた人為的な価格なので。

三田課長

ただここは、そもそもFIT価格を人為的に決めて、それで回避可能原価は、これはまさに電力にとって、その分だけ使わなくていい費用が残るので、そうすると、その部分の

費用はだれかが負担しなくてはいけないので、その部分は、どちらにしても広く精算するためには、この買取費用を、こうやって計算するという意味では、この計算は必要になる。その上で、別途、市場でプレミアムがどうなるかというのは、また違う議論なのかなあ、と。少なくとも、ここで言っている控除額を幾らにするか、最終的に国民負担で、みんなで回していく部分というのは、こういう形で計算せざるを得ないのではないかなあと思うのですけれど。

城所委員

いえ、それはだから、本当に電力会社さんが例えば 15 円で評価しているという情報がないからですよ。あれば、それで 5 円とやればいいんだけど、固定価格で買い取っている以上、それを「自分のところとしては、実はこれは 15 円の価値がある」とか、そういうことを言う必要はない仕組みになっていますよね。

城所委員

そうすると、それが見えないから 20 円で買って、結局、その情報は埋もれているという、そういうことを指摘したいということなんです。だから、そこはもうちょっと丁寧な説明が要るのではないのでしょうか。ほかの方も、皆さん、ここを突っ込まれていますので。

三田課長

わかりました。ただ、この 15 円が高いか安いかは別として、普通の取引では、なかなか買わないような、比較的高いようなところを、げたを履かせようというところが、もともとこの制度にあります。なので、この制度の中で、本来であれば幾らと評価するかというのを必ず示して、精算をしるというのを、買取制度の趣旨から作る必要があるのかどうかというのは、やはり、議論があるかと思います。確かに情報がないので、それはもともと買取価格の設定自身が、個別ケースでいちいち決められないということになると、えいやあと決めてしまうので、そのときに、今度はいちいち取引ごとに、本来評価すべき価格というのを示して何か調整するシステムをつくるかどうかということをおっしゃっていると理解すればよろしいのでしょうか。

城所委員

いえ……。

三田課長

そこまでする必要はないと……。

安永室長

一点、よろしいでしょうか。例えば、本当は15円で欲しいんだということが、評価ができて、それが制度に組めれば、国民負担も少なく済むじゃないかというのが、多分、御指摘のところだと思うんです。現実問題としては、それをやろうとすると、全部の電源について、それぞれ環境価値が幾らかというのを特定して、あるいは、それは相対交渉なのか何なのかわからないですけど、論理的には個別の調整をしなければならないので、そんな制度が組めるのかどうかという現実問題は別にあるんですけども、しかし、こういう制度の割り切りをすると、少なくともその部分は埋もれて見えなくなって、もしかしたら、もっと国民負担を減らせるかもしれないということが論点だということを御指摘いただいたという、こういう理解なんですけれど。

城所委員

別に私は、これに対して文句を言っているわけじゃなくて、この前に金本先生がおっしゃったように、普通の取引にアドオンすればいいんだけど、それは現実の実態として難しいというのは、まず、ありますよね。また、今おっしゃった点もありますよね。じゃあ、個別相対で値段が変わるところは、どうやって考えればいいのかとなると、それを捕捉することも現実的ではない、と。「だから、これ」というふうに言えばわかるんですけど、いきなりこれを持ち出されても「何で？」という話になりますよね。その前に、もうちょっと詰めた議論があってこれに来ているというのが要るんじゃないでしょうか。いきなりこういうふうに出されても、さっきの私の例では25円が20円を上回っているときだから何とかするけれど、じゃあ、下回っているときは、どうしてそれは見ないのか、そういう議論になってしまうので、もうちょっとそこは詰めた説明が要るんじゃないでしょうかという指摘です。

曳野課長補佐

本日の資料からは抜いているんですけども、制度設計上、恐らく、FIT価格が20円で電気価値が15円の時であれば、その分、FIT価格に埋め込んでしまって、買取費用は5円だという制度設計も、あり得ると思っていて、まさにそういう検討もしましたが、そういう制度を仮につくってしまうと、電気価値を足した部分がFIT価格を下回

っている場合 恐らく、ほぼすべての場合ということだと思っんですが、その場合において、だれに売ったとしても発電者としては、経済的インセンティブが変わらないということになると思います。そうすると、結局、だれに売っても同じなので、入札をかけようというインセンティブが全くなくて、通常は、確実に10年間なり15年間なり、買っただけの一般電気事業者に売ろうというふうに、普通はなっってしまうと、それを市場で無理やり実現しようとする、FITを使う方は、強制的に入札をする義務をかける必要があります。それで、調達側の市場参加者に、幾らで電気価値を見るかということを入札していただいて、確実にその人に買ってもらわなければならないというか、ほかの人に売ってはまかりならぬ、ということになってしまうと思います。放っておくと、だれに売っても、発電者側は同じ収入しかないから、ということになるためです。

そうすると、買取義務を課すと言いながら、実際には再生可能エネルギー電源をつくった人たちは、とにかく買い取られる義務を負うというふうに、何か本末転倒な議論になってきて、しかも、どのような発電パターンをとったとしても、例えばFIT価格が15円であれば15円でしか買ってもらえないということになってしまうために、電源をきちんと運用しようというインセンティブも恐らくわなくて、総合的に考えると、確かに電気価値の部分をきちんと正当に評価することによって、国民負担を下げるという制度設計が、そこまでぎちぎちにしばってしまえば、概念上はあり得ると思うんですけど、やはり事業者の方々がどうインセンティブを持つかによって、その電源運用をきちんとしていただくというようなことも考えると、そういう意味では言葉足らずだったかもしれないけれど、総合的に見れば、固定プレミアムの政策をとったほうが、よろしいのではないかといいことでございます。

金本座長

多分、現状のところ、これしか実現可能な方策はないと思いますけれど、説明の仕方はいろいろあるということなんですね。ただこれは、あんまり細かく説明していると、かえって、混乱を招くものでもあります。プロの経済学者用の説明をして、一般の皆さんが、ちゃんと理解していただけるかといったところも、なかなか難しいところかと。ちょっとその辺は、あとは説明の仕方の問題ですので、考えていただければと思います。

大日方委員、何かございますか。

大日方委員

回避可能原価を一般電気事業者の加重平均にする、と。そのときに……。

金本座長

おっしゃっているのは、PPSについてですね。

大日方委員

はい、そうです。そのときに、PPSの実際の回避可能原価がわかったとしてですけれど、存在しているので、わかったとして、それがずれている場合に、場合によっては規制部門の需要家からPPSへ、あるいは、さらには自由化部門の需要家へという形で移転が起こり得るわけですが、いわゆる買取費用が過大推定されて、PPSの回避可能原価の過少推定で買取費用を過大推定した場合に、その部分は起こり得るんですが、それでもいいということの説明として、計算する体制が整っていないというのは、何となく、ちょっと弱い感じがして、ここは多分、恐らく背後には、PPSを育てて、それはいずれ自由化領域を拡大する、と。そうすると、今は規制の需要家でも、いずれそのPPSがちゃんと計算できるようになるから、自由化領域が広がれば、その恩典があるということくらいは何かないと、ちょっと説明が……。若干、その犠牲と引きかえになっているのかと思われるので、ちょっとつらいかなあという気がするんですけど。

三田課長

ここは、ちょっと説明は考えますが、本音で言うと、こういう言い方をするのは、多少、語弊があるのですが、行政側が確実な回避可能原価、あるいは、例えば全電源なり、その費用コストというものを把握できるかどうかというのは、電気事業者の場合には料金規制がかかっている、したがって、そこにおいては、例えば費用を過少に見積もるということによって、今度は逆に全体の料金を低くするということになるので、ある程度、正確な費用を、きちんと計算するというインセンティブも働いている上での制度なんです。けれども、この部分については、自由化料金ということなので、これの数値というのは、まさに回避可能原価を計算するための目的の数値となるので、もちろん、それは正確なものが出てくるというふうに期待はすべきだし、そうあるべきなんですけれども、制度全体の仕組みとして、どこまで期待できるかということを考えると、多少、会社によって、その費用によって、全一般電力の加重平均より上だった場合、下だった場合と、両方あり得るとは思うので、多少の不公平はあるんですけども、そのデータ自身が確実に正確性を持つものが出てくるインセンティブ構図にはなっていないので、むしろそれであれば、こういう制度をとったというのが、一番率直な説明でございます。ただ、そこをどういうふうに説明するかについて、まさに御指摘があったと思うので、もう少し考えてみます。

大日方委員

14ページの下のところですが、そうすると、最低限、 と を入れかえてくれるくらい
のことで、より重要なのは、制度のメリットに比べて行政コストがあまりにもかかり過ぎ
るといふことのほうを強調されたほうがいいのかもしいかなという気がします。

三田課長

了解しました。

金本座長

そのほか、ございますか。オブザーバーの方々も、御発言のある方はお願いしたいと思
いますが。では遠藤さん、どうぞ。

遠藤オブザーバー

PPSのエネットでございます。今回、この資料の中で、かなりのスペースを割いてい
ただきまして、PPSについて言及していただいて、非常にありがたいと思っております。
それから特に、PPSも買取ができるように事務局より御提案いただいていることに関し
て、お礼を申し上げたいと思っております。

その上で、2点ほどお願いがございます。まず、1つ目は、現行の余剰電力の買取制度
においては買取主体は一般電気事業者さんであり、PPSには買取代行という形が認めら
れていますが、今度のこの新しいスキームでは、PPSも実際に買取ができますというこ
とになると思うので、それが発電事業者さんに正しく伝わるように、周知・広報をきちん
とさせていただきたいということでございます。そういった情報が伝わっていないと、取引
所や入札に出てくる件数が減ってしまうということにもなりかねませんので、ぜひお願い
したいと思います。ある意味で言うと、一般電気事業者さんが買取義務者ということなん
ですけれども、PPSの視点に立つと、正確に言えば（一般電気事業者の）系統部門が買取
義務者だ、と考えています。一般電気事業者さんの営業部門というのは、我々PPSと一緒
で、結局、競争の中で調達しているという位置づけになるのではないかと考えていますの
で、一般電気事業者さんとPPSが同じ立場であるということ、まず、正しく皆さんに
認識していただけるようお願いしたいと思います。

2つ目は、環境価値の件です。これは事前に事務局さんとも、いろいろ御相談させてい
ただいたんですが、なかなか扱いが難しい問題ということで、今、17ページで言うところ
ですね、こちらの（費用負担に応じて全需要家に環境価値を配分するという）考え方がいい
のではないかとというのが原案となっています。こうなってしまうと、今PPSが入札等で

調達しているバイオマス等の電気については、CO₂の価値についても、落札したPPSが使わせていただいているんですけども、原案どおり環境価値は公平分配ということになると、シェアの小さなPPSはわずかししか配分されなくなります。そうなると、今我々PPSが、自主行動計画をはじめとしたさまざまな環境規制の中で行っているCO₂を削減する努力が、できなくなってくる。CO₂を削減する手段が、どんどん少なくなってくるということになります。代替策として、CDMをたくさん買うとか、自前で太陽光発電を設置するとか、そういうふうな手段があると思うんですけども、それだともう、基本的には事業が成り立たなくなるだろうと心配しています。一般電気事業者さんが、今、自主行動計画で目標値として出されている係数があるんですけども、我々PPSがそういった低い係数にしようとする、相当の負担になってしまう。本当に、事業ができるかどうかぐらいの話になってくるだろうと心配してまして、何とか本来ならば、この方法（環境価値は買い取った事業者に帰属）でやっていただけると、我々も今までと同じような形で事業ができると思いますし、そういった規制の中でもやっていけるのではないかと考えています。

ただ、今回の議論の中で、（公平配分は）やむを得ないだろうという話になれば、その場合には、我々が何とか事業を続けられるような、確か2ページに書いてありましたけれど、競争上の条件というの、やはり考慮していただきたい。このワーキングの範囲外かもしれませんが、環境配慮法や温対法、自主行動計画など、そういった規制がたくさんありますので、そういった規制を緩和していただくとか、そういったことも並行して検討していただけないかというのがお願いでございます。さもなくば、以前から原子力部会等でも発言させていただいていますけれども、一般電気事業者さんがお持ちの原子力や大型の水力といったゼロエミッション電源の利用について、PPSに門戸を開く仕組みをご検討いただきたいと思います。

それからもう一つ、ちょっと細かいことで御質問が一つあります。環境価値の分配の仕方ですが、回避可能原価については一般電気事業者さんごとに出します、と。PPSについては、先ほどのお話にあったように、各社ごとには出せない、一般電気事業者さんと同じ数字を使いますということになっている。環境価値の分配をするときに、「何らかの形で原単位を調整し」というふうにあるんですが、このやり方について、今の時点で何かお考えがあれば教えていただきたい。これも一般電気事業者さんごとに原単位が違いますし、PPSごとでも異なっています。PPSは、原単位については各社ごとに公表されて

いますので、それを会社ごとに個別に出して調整するのか、それとも何か違った形で、全国平均値みたいなものを使って調整するのか。そのあたりについて、何か、今の時点でお考えあれば教えていただきたいと思います。以上です。

三田課長

広報の話は制度全体も当然必要でしょうし、この制度について、ここで今回、次回と御議論いただいて、さらにその後、最終的な取りまとめが決まって、それからの話だと思えますが、決まったことはきちんと広報していきたいと思っています。

環境価値の件については、まさに今回、この御議論をいただいた上で、さらに何か必要かどうかというのは、必要があれば考えますし、そこはさらに、この先、検討していただきます。

それから最後の点については、むしろ、ふだんの全体の調整をどうするのかという大枠が決まって、次回また、その地域間調整等の議論もあると思いますので、それも踏まえて検討していくということかと思えます。

金本座長

よろしいでしょうか。そのほか、何かございますか。

城所委員

今の点ですが、にした場合、何か問題が生じるのでしょうか。にして、環境価値の分だけFIT価格を上げてやれば、発電するほうも高く売れて、環境価値が発電者に移転するというだけで、別に問題はないような気がするのですが。の場合に問題点というのは何かあるのでしょうかという質問です。

三田課長

基本的に買取制度は先ほどもあったように、市場での価値を一つ一つ見たりとか、そういうことをせずに、固定的に決めようという考え方でいることが前提です。その買取費用の負担を幅広くしてもらおうとしているとする場合であると、自分は、負担はしているのに、環境価値というのは何も来ないという人が出てくる可能性があるわけです。そういったところの公平感を考えると、少なくとも負担をするのであれば、その環境価値というのが自分に帰属しないとおかしいのではないかとということで公平感のほうをより重視しているということです。

金本座長

では鈴木さん、どうぞ。

鈴木オブザーバー

東京電力の鈴木でございます。一般電気事業者という立場で、実務的な観点からお願いがございます。今回、特定電気事業者さんや自家発さん、あるいはPPSさんに係る整理をしていただいておりますが、これに関しましては、特段、異存を申し上げるところはございませんけれども、実務的な現場を持っている立場から、一点申し上げますと、12ページの扱いでございますけれども、後々、いろいろと間違いやトラブルが生じないような手当が必要なのではないかというふうに感じております。

一番下の絵のように、発電事業者さんが入札で扱ったり、相対で契約したり、また、最終的な買取の固定価格でというようなことも含めて、出入りが自由にできるということ、あるいはまた、取引所のほうも使えるという、様々なパターンで対応できるということかと思っておりますけれども、まず、例えば入札で言いますと、今、私どもは、余剰購入メニューを年度単位でお示ししていますので、例えば自治体さんでは、毎年、それを見ながら、それを上回る価格での入札を求めるといった形になっているかと思っておりますが、今後は15年間の固定価格が見えるわけですから、それに応じてもっと長期の入札を入れるということも可能になるのではないかとか、取引所のCO₂フリーの取引についても、ある程度、条件を長くとらえて設定した取引も可能になるのではないかといったことで、そういうお互いの工夫によって、頻繁な出入りというのは解消されるのではないかなと思っております。

そうは言っても、制度上、こういった扱いになり得るということは理解できますので、仮にそうなった場合に考えていただきたいのは、先ほど、新設と既設の扱いを、場合によっては変えることもあり得るとのお話でしたが、そうすると、例えば15年目に、突然、弊社に買ってくれとなった場合に、一体、今回の制度の対象となる設備なのかどうかということについて、そこをしっかりとっておかないと、トラブルが起きかねないと思っておりますので、RPS制度における設備認定のような制度を考えていただければと思っております。

それから、買取事業者さんが、PPSさんも含めてたくさんになってまいりますので、その後の回収の単価を決めるときに、従来の太陽光からの余剰買取制度ですと私どもだけが計算して、御承認いただくということでしたが、様々な事業者さんが買い取った国民負担分を、だれかが責任を持って確認して、回収単価を決めるというプロセスが要るかと思っておりますので、それにつきましても、どういう機関あるいは組織でやるのかということも含めて、よく御検討いただければと思っております。

それからもう一点、今回のテーマから外れてしまって恐縮ですが、先ほどのお話の中で、

買取の総額が、将来、非常に大きくなっていくというような試算もされているわけですが、この点の、電気事業に与える影響は非常に大きいと私どもは思っておりまして、PPSさんとの競争上の公平性も重要かと思いますが、エネルギー間の競争への配慮もぜひお願いしたいと思います。先ほどの試算によると、kWh当たり50銭から1円を超えるようなケースもありまして、これがお客様の電気料金に上乘せされるという形になりますと、場合によっては、電気からほかのエネルギーのほうに変えていくというようなことが、起こってくるかと思えます。そうしますと、私どもとしては、低炭素社会に向けた取り組みという中で、本来とは逆の結果になることを危惧しておりまして、全体のバランスを考えた検討を、ぜひお願いしたいと思います。

金本座長

どうもありがとうございました。今後の検討課題ということだと思しますので、今後の検討に生かしていただくということで。では月山さん、どうぞ。

月山オブザーバー

関西電力の月山でございます。時間がないので、私からは2点だけ申し上げたいと思います。一点目は、今の鈴木オブザーバーの発言にもかかわりますが、あるいは、今日のテーマに必ずしも直接リンクしないかもしれませんが、国民負担の大きさについてでございます。現場の実務から申しますと、隣のお金持ちの太陽光のために、なぜ私たち長屋の住民がお金を払わなければいけないのかと、日々、色々な問い合わせ、苦情等があり、現場は非常に困っているところでございます。これについて、ぜひ、皆さんには支払義務があるということを、可能な範囲で法令に反映いただきたいというお願いでございます。

それからもう一点、環境価値の話について、先ほど、先生、あるいはPPSの方からも御発言がありましたが、事務局からも御紹介がありましたように、余剰買取制度での整理が一つの大きなよりどころになると思っております。排出係数を通じて調整されることが、全需要家にとっても公平な配分であり、非常に合理的な制度であると私どもの目には映っているところでございます。色々な御心配があるというのは、PPSの方からも御発言があったところですが、電源というのは、外部から調達する手段もありますが、自主開発という手段もありますし、そのあたりを総合的に見てどうするかは、ある程度、制度として割り切らなくてはいけないところもあるかと思っております。

金本座長

どうもありがとうございました。時間が超過しておりますので、この辺にさせていただきます。

きたいと思います。長時間にわたり、ありがとうございました。最後に事務局のほうから、今後の進め方について御説明をお願いいたします。

三田課長

きょうは非常に活発な御議論をいただき、ありがとうございました。きょうのお話を伺っていますと、我々も、買取制度と、その一方で市場の活用という点について、まだ説明が十分 市場原理の活用というところについての、バランスなり説明の仕方について、十分でできなかった点等もあるかと思しますので、そのあたりも含めて、もう少し、きちんと検討を深めていきたいというふうに思います。

次回でございますが、基本的には最初に申し上げたような、費用の回収のほうの問題を中心に、やっていこうと思っておりますけれども、これにつきましては、最初に申し上げたように、買取制度全体の動きも見ながら、日時等も決定したいと思っております、またこれについては改めて御連絡させていただきたいと思っております。

金本座長

どうもありがとうございました。それでは、これをもちまして、第1回のワーキンググループを閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(了)